

水先引受基準の訂正について

標記について、2019年8月22日に訂正しましたので、お知らせします。
訂正箇所は以下の通りです。

P9 下関南東水道

(3) 航行安全対策

(ロ) 全長 250m 以上の船舶及び下関南東水道第 1 号灯浮標を日没から日出までの間に通過する総トン数 3 万トン以上 6 万トン未満の一般船舶で、それぞれ喫水が 10m 以上の場合、並びに総トン数 6 万トン以上の旅客船は、**夜間**東航・西航時共に下関南東水道第 3 号灯浮標と同 4 号灯浮標の中間付近から関門海峡東口までの間に警戒船を 1 隻配備すること。

P10

2-11.〈参考〉マーチスの各航路における巨大船等の航路管制基準

(1) 明石海峡航路 (大阪湾マーチス 平成5年7月1日運用)

イ) 同航船の入航管制時間間隔 (分)

後続船 先航船	巨 特 大 別 別 大 危 危 大 険 険 船 物 物 船 船 船	LOA 160m 以上 200m 未 満 の 危 険 物 物 船 船	長さ 200m 以上の 長大物件曳航船	長さ 160m 以上 200m 未満 の 物件曳航船	準 巨 大 大 船
巨 大 船 特 別 危 険 物 船	15	10	15	15	5
LOA160m 以上 200m 未満 の 危 険 物 船	15	10	15	15	5
長さ 200m 以上の 長大物件曳航船	15	15	15	15	15
長さ 160m 以上 200m 未満 の 物件曳航船	10	10	15	15	5
準 巨 大 船	10	10	15	15	5

ロ) 反航船の入航管制時間間隔

他船 自船	巨 大 船 特別危険物船	長大物件 曳 航 船
巨 大 船 特別危険物船	10	10
長大物件 曳 航 船	10	10

・ 自船または他船が航路出航の 10 分後に航路に入航する。

(2) 備讃瀬戸・水島航路 (備讃マーチス 昭和 62 年 7 月 1 日運用開始)

イ) 同航船の入航管制時間間隔

(分)

後続船 先航船	巨 大 船	特 別 危 険 物 船	LOA 160m 以上 200m 未満 の 危 険 物 船	長 大 物 件 船	準 巨 大 船
巨 大 船	15	15	10	15	5
特 別 危 険 物 船	15	15	10	15	5
LOA160m以上200m 未満の危険物船	15	15	10	15	5
長 大 物 件 曳 航 船	15	15	15	15	15
準 巨 大 船	10	10	10	15	5

ロ) 交差・行合い管制時間間隔

(分)

他船 自船	巨 大 船	特 別 危 険 物 船	LOA 160m 以上 200m 未満 の 危 険 物 船	長 大 物 件 船	準 巨 大 船
巨 大 船	30	30	25	30	20
特 別 危 険 物 船	30	30	30	30	20
LOA160m以上200m 未満の危険物船	25	30	20	30	15
長 大 物 件 曳 航 船	30	30	30	30	30
準 巨 大 船	20	20	15	30	15

※漁業操業盛漁期には、変更される場合がある。

※この基準は船間距離を確保するためであり、速力制限区間外での高速航行によって先航船と異常接近する場合には、船間距離確保の指示勧告がある。また、水島航路を航行する巨大船については、管制信号発信予定を前日から一般に周知しているため、発信時刻の変更を伴う入航予定時刻の変更は認められないケースがある。

(3) 来島海峡航路 マーチスの各航路における巨大船等の航路管制基準
(来島マーチス 平成 10 年 1 月 1 日運用開始)

イ) 同航船の入航管制時間間隔

(分)

後続船 先航船	巨 大 船	特別危険物船	LOA 160m 以上の 危険物積載船	LOA 160m 未満の 危険物積載船	長 大 物 件 船	準 巨 大 船
巨 大 船	15	10	5	15	5	
特別危険物船	15	10	5	15	5	
LOA160m 以上の 危険物積載船	15	10	5	15	5	
LOA160m 未満の 危険物積載船	10	10	5	15	5	
長 大 物 件 曳 航 船	15	15	15	15	15	
準 巨 大 船	10	10	5	15	5	

ロ) 航路通報対象船舶

巨 大 船 等	巨大船（非危険物）	LOA200m 以上 250m 未満の巨大船 （危険物積載船を除く。）
		LOA250m 以上の巨大船 （危険物積載船を除く。）
	「危険物積載船」とは ①引火性液体類をばら積した総トン数 1,000 トン以上の船舶。 ②引火性の高圧ガスをばら積した総トン数 1,000 トン以上の船舶。 ③80 トン以上の火薬類を積載した 300 トン以上の船舶。 ④200 トン以上の有機過酸化物を積載した 総トン数 300 トン以上の船舶。 （注）特別危険物積載船とは、危険物積載船で 総トン数 5 万トン（積載する危険物が液化ガスの 場合にあっては総トン数 2 万 5 千トン以上の船舶 をいいます。	LOA200m 以上の危険物積載船 （特別危険物積載船を除く。）
		総トン数 2 万 5 千トン以上の液化ガス積載船
		総トン数 5 万トン以上の危険物積載船 （液化ガス積載船を除く。）
		上記以外の LOA160m 以上 200m 未満の 危険物積載船
		LOA160m 未満の危険物積載船
	長大物件えい航（押）船	長さ 200m 以上の物件えい航（押）船
	物件えい航（押）船	長さ 100m 以上 200m 未満の物件えい航（押）船
	準 巨 大 船	LOA160m 以上 200m 未満の船舶

ハ) 位置通報対象船舶

上記ロ) の他、LOA50m 以上の船舶、物件えい航船等。（AIS を搭載し、適切に運用している船舶を除く。）

ニ) 来島海峡航路を通過しない船舶でも位置通報ラインを通過する時は、位置通報を行うこと。

P 2 7 （５）姫路港（広畑区）

日本製鉄原料岸壁第 1 8 号岸壁

LOA 2 3 0 m～2 5 0 m及び 2 5 1 m以上の水路水深を

「1 4 . 0 0 m」→『1 3 . 5 0 m』とする。

P 3 5 （６）水島港（玉島地区）

（県）玉島ハーバーアイランド 6 号埠頭①及び②の側傍水深を

「9 . 3 0 m」→『1 0 . 0 0 m』とする。

P 4 2 坂出港指定錨地 Q－3 錨地（夏季 4 月～ 9 月）

方位「036」→『035.5』、距離「5,000」→『4,920』、

備考「34-21.98N / 133-52.93」→『34-21.98N / 133-52.90E』とする。

P 7 0 (1) 波方ターミナル

欄外の○潮時及び係留注意事項

「離棧作業は潮流に関係なく行う。」を

→『離棧作業は試行として、G/T25,000t 以上の LPG 船及び D/W50,000t 以上のタンカーは潮流 1.5 ノット以下で行い、その他の船舶は潮流に関係なく行う。』とする。

P 8 3 (5) 下松徳山港 (光区)

「日本製鉄ステンレス輸出岸壁」→『日鉄ステンレス光輸出岸壁』とする。

P 8 8 (8) 宇部港

(県) 芝中 1 号岸壁の側傍水深「8. 1 0 m」→『8. 5 0 m』、

同 3 号岸壁の水路水深「7. 1 0 m」→『7. 9 0 m』とする。

(県) 芝中西岸壁 1 号及び 2 号の水路水深「1 0. 5 0 m」→『1 1. 0 0 m』とする。

P 8 9 (8) 宇部興産 5 号及び 6 号岸壁

水路水深「1 0. 5 0 m」→『1 1. 0 0 m』とする。

○潮時及び係留注意事項

「・宇部港本港航路の浅所 10.00m に対し～(略)～マーカー船を配備する。」を削除。

P 9 0 (1 1) 菊田港

三菱マテリアル 4 号栈橋

側傍水深「1 1. 0 0 m」→『1 0. 5 0 m』

水路水深「9. 3 0 m」→『本航路：9. 3 0 m、第 2 本航路：1 2. 0 0 m』とする。

P 9 1 (1 1) 菊田港

(県) 本港 1 3 号岸壁の水路水深「9. 9 0 m」

→『本航路：9. 9 0 m、第 2 本航路：1 2. 0 0 m』とする。

P 9 2 (1) 別府港

(県) 第 4 ふ頭の側傍水深「1 0. 0 0 m」→『9. 6 0 m』とする。

P 9 4 (2) 大分港

日本製鉄主原料 N-1 の規制その他備考について

「昼間：D/W25 万ト未満」→『昼間：D/W25 万ト級未満』とする。

以 上